

令和3年度 上期 鹿児島県地域年金事業運営調整会議資料

令和3年6月



日本年金機構

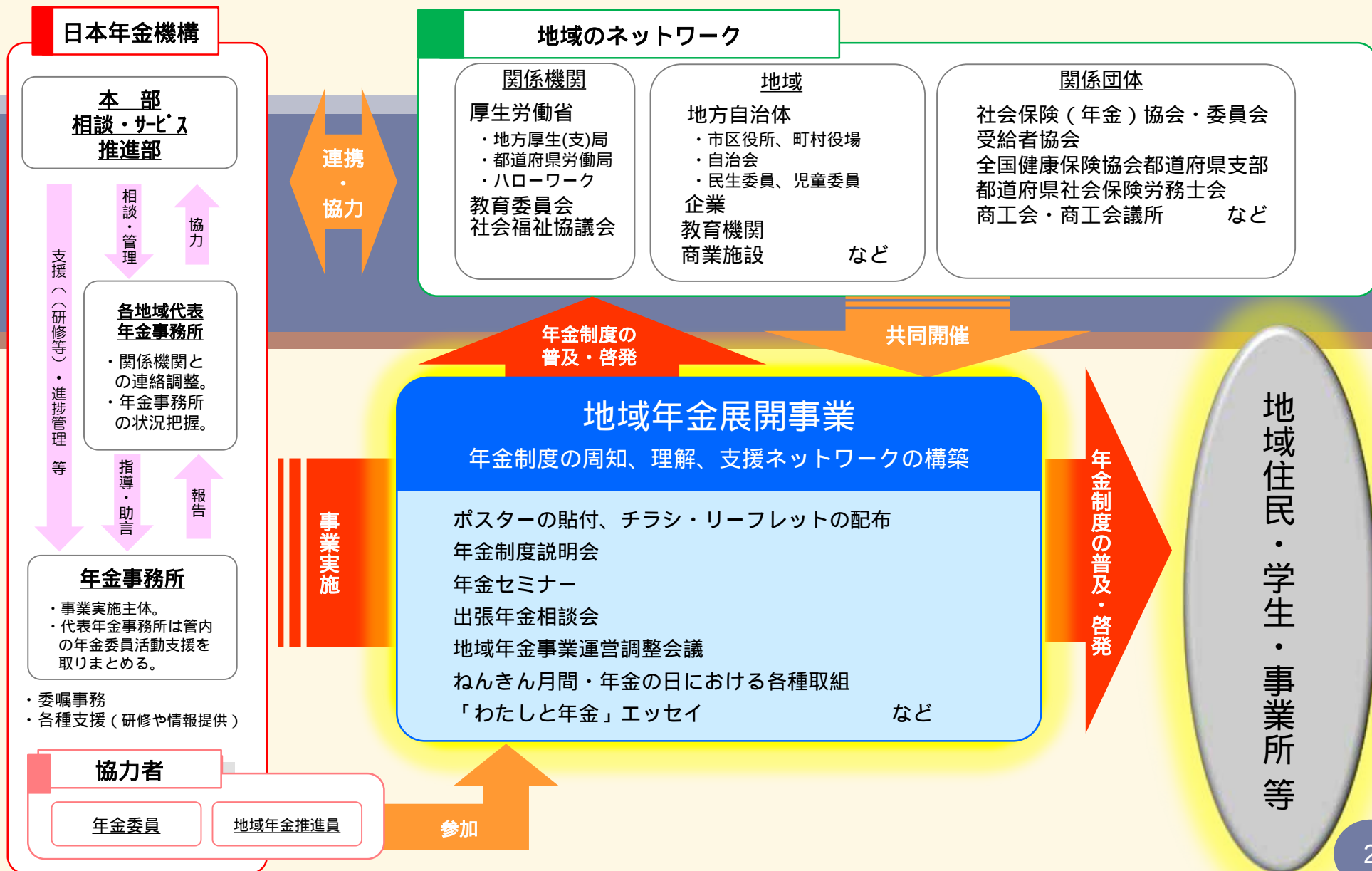
Japan Pension Service

目 次

1．地域年金展開事業の概要	1 ～ 3
2．令和2年度事業実施結果報告（令和2年4月～令和3年3月）	4 ～ 21
3．トピックス	22 ～ 27
4．令和3年度事業計画	28 ～ 33
5．参考資料	34 ～ 43

1．地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関・団体、地域との連携協力のもと、「ポスターの貼付、チラシ、リーフレットの配布」や「年金制度説明会」、「年金セミナー」、「出張年金相談」等を実施します。

日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

本来の取組内容

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。市役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

コロナ禍での取組内容

相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

地域状況を鑑み相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策の徹底。

原則、書面開催とし、委員に文書（資料）を送付する。

2 . 令和 2 年度事業実施結果報告

(令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月)

○ 地域連携事業

計画

市町村や官公庁に対し、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。

市町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談にかかる周知を行う。

市町村職員への研修、説明会を定期的に実施する。

実績

市町村や官公庁に対し、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。

また、市町村や地域年金事業運営調整会議委員、年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告を行った。

市町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。

市町村職員への研修を以下のとおり実施した。

実施日	事務所	対象市町村	参加数
10月14日	鹿児島北	屋久島町	6人
12月7日	鹿屋	鹿屋市、肝付町、錦江町	5人
12月7日	奄美大島	奄美市、喜界町、伊仙町、知名町、和泊町	9人
12月14日	奄美大島	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町	6人
2月16日	鹿児島南	指宿市、南さつま市、枕崎市、南九州市	6人

九州厚生局と共催で、九州管内市町村職員への事務説明会を開催した。また、今回は機構のテレビ会議システムを活用し博多年金事務所から発信する方法で開催した。

開催日 令和2年12月7日

参加者 九州管内市町村 7市町村 11名

テーマ 国民年金免除申請書受付時における留意事項
国民年金における外国人の適用
障害年金事務にかかる留意事項

総括及び課題



計画

市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。

国税局・税務署へ広報チラシの設置を依頼する。

実績

市町村職員向け情報誌「かけはし」を送付した。
(5月、7月、9月、11月、1月、3月(奇数月に送付))



確定申告時の窓口混雑緩和のため、鹿児島県内税務署に対し、「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を実施した。



総括及び課題

- これまでと同様に、各種制度の周知や情報提供について、市町村や関係団体と協力して実施することができた。
- 国民年金に適用・収納については、市町村との緊密な連携が不可欠であるため、研修会や意見交換の機会の充実をさらに進めていく必要がある。

計画

実績

総括及び課題

全国健康保険協会

定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。

機構及び全国健康保険協会の業務にかかる研修会を相互に実施する。

全国健康保険協会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。

令和2年10月7日（水）
鹿児島地区行政等連絡協議会
令和3年2月24日（水）
業務改善協議会
実施なし

令和2年11月4日開催
詳しくは「ねんきん月間」における取組で報告

- 厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。
- コロナ感染拡大予防の観点から実施を見送った。必要性は高いと認識しており、実施できる時期を見極めたい。

社会保険労務士会

定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。

会員に対する研修会を開催する。

令和2年10月7日（水）
鹿児島地区行政等連絡協議会
令和3年2月24日（水）
業務改善協議会

研修会の開催 令和2年9月19日（土）
ポリテクセンター鹿児島
「年金請求実務 今さら聞けない
請求書記入にあたっての注意事項や必要書類について」

- 今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに強力に連携を進めていく。

社会保険協会

社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。

奇数月に会員事業所へ送付
日本年金機構、全国健康保険協会、
社会保険委員会の記事を掲載。
「社会保険 かごしま」

- ・月額変更届について
- ・賞与支払届について
- ・算定基礎届事務について
- ・移動年金相談ご案内

- 記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう工夫する。

計画

実績

総括及び課題

社会保険委員会

社会保険委員会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。

社会保険委員会連合会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。

日本年金機構、全国健康保険協会、社会保険協会の四者で開催

事業	地区	場所	実施日	参加数
研修会	鹿児島北事務所管内	鹿児島サンロイヤルホテル	11月4日	108名
研修会	鹿児島南事務所管内	鹿児島サンロイヤルホテル	11月6日	158名
研修会	加治木事務所管内	加治木加音ホール	11月11日	40名
研修会	川内事務所管内	薩摩川内市国際交流センター	11月17日	73名
研修会	奄美大島事務所管内	奄美振興会館	11月19日	76名
研修会	鹿屋事務所管内	鹿屋市文化会館	11月24日	80名

令和2年11月4日開催
詳しくは、「ねんきん月間」における取組で報告



年金協会

年金協会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響により出席なし。

- 今後大きな制度改正を控えており、確実に周知広報を行うとともに、年金委員の委嘱の依頼も積極的に行う。

自治体・町内会等

地域住民への年金制度説明会を開催する。

地域型年金委員を活用し、地域住民への情報提供を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

今年度は開催なし。

- 地域住民のニーズを的確につかみ、地域住民が容易に理解し、かつ役に立つような制度説明ができるように努める。
- 地域住民とのパイプ役として、地域型年金委員の役割は非常に重要であることから、その活動のサポートをさらに充実させる。

計画		実績	総括及び課題								
企業・団体等	企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。 企業や団体に年金に関する情報提供を行うとともに、関係者への周知を依頼する。	今年度は開催なし。 引き続き「年金相談の予約制」と「ねんきんネット」の広報を行った。 	○ これまで、民間企業へのアプローチが弱く、説明会の開催や協力連携する機会が少なかったため、今年度は重点的に取組必要がある。 ○ 今後も関係機関との連携強化を図る必要がある。								
マスメディア	「ねんきん月間」や「年金の日」等について、マスメディアを活用した広報を行う。	鹿児島県政記者クラブに対し、以下のとおりプレスリリースを行った。 ・ 6月3日 令和2年度「わたしと年金」エッセイ募集	○ マスメディアを活用した周知広報は、まだ十分にできていない状況にあるため、今後は他の地域の取組も参考にしながら、有効な方策を検討する。								
その他関係機関	関係機関と積極的に連携し、年金制度や事業に関する周知広報を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th><th>主催</th><th>名称</th><th>場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月14日 (中止)</td><td>鹿児島 行政監視行政相談センター</td><td>暮らしの なんでも行政相談所</td><td>鹿児島市 (山形屋)</td></tr> </tbody> </table>	開催日	主催	名称	場所	4月14日 (中止)	鹿児島 行政監視行政相談センター	暮らしの なんでも行政相談所	鹿児島市 (山形屋)	○ 今年度は中止となったが関係機関と連携して年金制度や事業に関する周知広報する。
開催日	主催	名称	場所								
4月14日 (中止)	鹿児島 行政監視行政相談センター	暮らしの なんでも行政相談所	鹿児島市 (山形屋)								

○ 年金セミナー事業

計画	実績	総括及び課題
年金セミナーの実施に向け、教育関係機関への協力依頼を行う。 中学校・高校・大学・専門学校等に対し、積極的なアプローチを行う。	鹿児島県教育庁、高校教育課、義務教育課へ年金セミナー開催と「エッセイ」募集への協力依頼を行った。 令和2年11月から、「知っておきたい年金の話」をもとに作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料配布をし、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能とした。	○ 学校側のカリキュラムやニーズを十分に把握するとともに、多様な年金セミナーが実施できることを積極的にアピールする。 ○ 新しく2名の地域年金推進員を委嘱し、精力的なアプローチをする。 Web会議ツールを活用したオンラインセミナーについては、P25「多様な年金セミナー等の実施に向けた対応」に記載。



計画

実績

総括及び課題

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、各学校の状況や要望に応じた年金セミナーを開催する。

年金セミナーの開催実績は以下のとおり。

本年度は予定していた年金セミナーはほとんど中止または延期となりました。コロナ感染予防の観点から、DVDによる年金セミナーを推進し50%の学校において、DVD実施となりました。

事務所	学校名		実施日	参加数
鹿児島北	鹿児島県立短期大学	集合	R2.7.15	111
	鹿児島医療技術専門学校 言語聴覚療法学科	DVD	R2.12.9	16
	鹿児島医療技術専門学校診療放射線技術学科 2組	DVD	R2.12.11	30
	今村学園ライセンスアカデミー柔道整復トレーナー学科	DVD	R2.12.18	24
	鹿児島医療技術専門学校診療放射線技術学科1組	DVD	R2.12.24	29
	鹿児島公務員専修学校	集合	R3.1.20	16
	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科	集合	R3.1.25	30
	鹿児島県立武岡台高等学校	DVD	R3.1.29	24
	鹿児島医療技術専門学校看護学科	DVD	R3.2.8	29
	鹿児島県立鹿児島東高等学校	集合	R3.2.9	71
	鹿児島中央看護専門学校3年課程看護科	DVD	R3.2.22	39
	鹿児島県立伊集院高等学校	DVD	R3.2.22	48
	鹿児島医療福祉専門学校歯科衛生学科	集合	R3.3.8	223
	久木田学園看護専門学校	DVD	R3.3.10	38
	学校法人志学館学園 志学館高等部	DVD	R3.3.10	74

計画

実績

総括及び課題

年金セミナーの開催

事務所	学校名		実施日	参加数
鹿児島南	鹿児島県立頤娃高等学校	DVD	R3.1/18・25	46
	鹿児島県立薩南工業高等学校	DVD	R3.1/21・22・25	76
	鳳凰高等学校	DVD	R3.2/1・3・4・8	78
	鹿児島県立指宿高等学校	DVD	R3.2.3	27
	鹿児島県立山川高等学校	オンライン	R3.2.19	35
川内	国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校	集合	R2.9.3	45
	れいめい高等学校	DVD	R3.2.9	104
	鹿児島県立出水工業高等学校	集合	R3.2.12	51
	神村学園 高等部	DVD	R3.2/17・18/19	99
	鹿児島県立川薩清修館高等学校	DVD	R3.3.3	56
加治木	第一幼児教育短期大学	DVD	R2.12.22	136
	始良高等技術専門学校	DVD	R3.2.1	19
	鹿児島県立隼人工業高等学校	DVD	R3.2.17	100
	第一医療リハビリ専門学校	DVD	R3.3.12	103
鹿屋	鹿屋市立鹿屋女子高等学校	集合	R2.9.23	8
	鹿児島県立鹿屋工業高等学校	集合	R3.2.10	205
	鹿児島県立曽於高等学校	集合	R3.2.15	154
	鹿屋市立鹿屋女子高等学校	DVD	R3.3.12	27

計画

実績

総括及び課題

年金セミナーの開催

事務所	学校名		実施日	参加数
奄美大島	奄美看護福祉専門学校	集合	R2.12.15	50
	鹿児島県立奄美高等学校定時制	集合	R3.1.29	21
	鹿児島県立沖永良部高等学校	集合	R3.2.3	85
	鹿児島県立喜界高等学校	集合	R3.2.5	26
	鹿児島県立徳之島高等学校	集合	R3.2.9	64
	鹿児島県立古仁屋高等学校	集合	R3.2.10	25
	鹿児島県立与論高等学校	集合	R3.2.10	12
	鹿児島県立奄美高等学校	集合	R3.2.12	127
	樟南第二高等学校	集合	R3.2.16	72
	鹿児島県立大島高等学校	集合	R3.2.18	203
	奄美情報処理専門学校	集合	R3.2.19	18



計画	実績	総括及び課題
地域年金推進員 地域年金推進員を積極的に活用し、年金セミナー開催のアプローチを行う。 地域年金推進員に対する研修会や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。	鹿児島県教育庁を訪問し、地域年金推進員の推薦をお願いする。 令和2年9月25日 2名（公民部会出身者）委嘱 ・令和2年度 高等学校へアプローチ（電話） 新規委嘱推進員へ模擬セミナーの実施 ・令和3年度として 高等学校へのアプローチ（電話・訪問） ・高等学校での年金セミナーの実施	○ 年金セミナーの活性化のためには地域年金推進員の協力が極めて重要であるため、引き続き、連携を強化していく。 ○ 今後Web会議ツールを活用した年金セミナーが増加することを踏まえ、オンラインセミナーに適した資料の作成や操作方法の習得、伝わりやすい説明の仕方など地域年金推進員と連携していく。
その他 九州厚生局と連携したアプローチを実施する。	九州厚生局から「学生納付特例制度に関するアンケート」を送付し、貴重な意見をもとに学校への周知広報に努める。	○ アンケートのニーズに沿うように年金セミナーの内容の充実を図る。

○ 地域相談事業

計画		実績					総括及び課題	
市町村	遠隔地の市町村において、定期的に出張年金相談を開催する。	各市町村における出張年金相談の開催状況は以下のとおり。 (令和2年4月～令和3年3月)					○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、持ち運び可能な仕切りを持参し、感染症対策を徹底したうえで実施することができた。 ○ 年金事務所から遠い市町、離島の市町から、毎月開催、複数日での開催要望がある。 年金事務所の体制もあるが、労務士会等とも協議を行う必要がある。	
		事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数		
		鹿児島北	日置市	毎月	14回	257人		
			西之表市	毎月	22回	267人		
			南種子町	隔月	3回	43人		
			中種子町	隔月	3回	46人		
			屋久島町	隔月	8回	116人		
		鹿児島南	指宿市	隔月	7回	23人		
			枕崎市	隔月	8回	47人		
			南九州市	隔月	8回	37人		
			南さつま市	隔月	8回	49人		
		川内	出水市	毎月	10回	191人		
			阿久根市	隔月	7回	64人		
			いちき串木野市	隔月	3回	21人		
			さつま町	隔月	5回	29人		
			長島町	隔月	5回	31人		

○ 地域相談事業

計画		実績					総括及び課題	
市町村								
		事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数		
		加治木	伊佐市	毎月	10回	156人		
			湧水町	隔月	6回	38人		
		鹿屋	曽於市	毎月	7回	17人		
			志布志市	毎月	9回	68人		
		奄美大島	喜界町	隔月	6回	24人		
			徳之島町	隔月	8回	30人		
			天城町	隔月	6回	26人		
			伊仙町	隔月	6回	26人		
			和泊町	年2回	2回	4人		
			知名町	年2回	2回	7人		
			与論町	年2回	2回	8人		

16

計画		実績		総括及び課題	
特別支援学校	特別支援学校に対し、障害年金制度にかかる制度説明会のアプローチを積極的に行う。	県内の特別支援学校に対しアプローチを実施。			○ 保護者や教職員に対する制度説明は、実施してほしいとのニーズも高く、極めて重要であるとの認識から、重点的に取組を進める必要がある。
	感染防止対策を徹底したうえで、特別支援学校での制度説会の実施する。	下記特別支援学校で実施。			
		事務所	実施日	施設名	
		鹿児島南	10月22日	南薩養護学校	
		川内	2月26日	串木野養護学校	
		川内	3月2日	出水養護学校	
		加治木	3月2日	加治木養護学校	
ハローワーク	ハローワークと協力し、求職者や失業者に対する年金制度説明会及び国民年金保険料免除申請にかかる相談会を開催する。	実施日			○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得から効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。
		場所	内容		
		12月18日	サンエール かごしま	社会保険制度について 社会保険加入の要件、扶養者の基準	
企業・団体等	従業員や事務担当者に対する年金制度説明会を開催する。	広報誌等を通じて年金制度説明会の開催の周知を行った。			○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は出張による開催等の実績はなかったが、引き続き周知をする。

17

○ 年金委員活動支援事業

計画		実績		総括及び課題																																										
年金委員	定期的な研修会・意見交換会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた研修会が中止となった。			○ 年金委員の活動は、職場や地域における制度周知・制度への理解に欠かれないことから、今後もしっかりとその活動をサポートする。 																																									
	各種情報提供及び制度周知の協力依頼を適時行う。	地域型年金委員に対しては偶数月に情報誌「なごみ便り」を送付し、情報提供を行った。																																												
	年金委員の委嘱拡大に向け、事業所や関係機関に対しアプローチを行う。	以下のとおり年金委員加入勧奨を行った。																																												
	<table><tr><th>事務所</th><th>実施月</th><th>事業</th><th>対象</th><th>対象数</th></tr><tr><td rowspan="2">鹿児島北</td><td rowspan="2">12</td><td>加入勧奨</td><td>100人以上</td><td>92事業所</td></tr><tr><td>加入勧奨</td><td>20人～29人</td><td>200事業所</td></tr><tr><td rowspan="3">鹿児島南</td><td>6</td><td>加入勧奨</td><td>枕崎地区10人以上</td><td>50事業所</td></tr><tr><td>12</td><td>加入勧奨</td><td>新規適用事業所（過去2年間3人以上）</td><td>105事業所</td></tr><tr><td>1</td><td>加入勧奨</td><td>200人以上</td><td>50事業所</td></tr><tr><td>川内</td><td>9</td><td>加入勧奨</td><td>新規適用事業所（過去2年間）</td><td>140事業所</td></tr><tr><td>加治木</td><td>5,6,8,10,12</td><td>加入勧奨</td><td>新規適用事業所</td><td>68事業所</td></tr><tr><td>奄美大島</td><td>1</td><td>加入勧奨</td><td>地域型（委員不在の町村）</td><td>4町村</td></tr></table>					事務所	実施月	事業	対象	対象数	鹿児島北	12	加入勧奨	100人以上	92事業所	加入勧奨	20人～29人	200事業所	鹿児島南	6	加入勧奨	枕崎地区10人以上	50事業所	12	加入勧奨	新規適用事業所（過去2年間3人以上）	105事業所	1	加入勧奨	200人以上	50事業所	川内	9	加入勧奨	新規適用事業所（過去2年間）	140事業所	加治木	5,6,8,10,12	加入勧奨	新規適用事業所	68事業所	奄美大島	1	加入勧奨	地域型（委員不在の町村）	4町村
	事務所	実施月	事業	対象		対象数																																								
鹿児島北	12	加入勧奨	100人以上	92事業所																																										
		加入勧奨	20人～29人	200事業所																																										
鹿児島南	6	加入勧奨	枕崎地区10人以上	50事業所																																										
	12	加入勧奨	新規適用事業所（過去2年間3人以上）	105事業所																																										
	1	加入勧奨	200人以上	50事業所																																										
川内	9	加入勧奨	新規適用事業所（過去2年間）	140事業所																																										
加治木	5,6,8,10,12	加入勧奨	新規適用事業所	68事業所																																										
奄美大島	1	加入勧奨	地域型（委員不在の町村）	4町村																																										
年金委員功労者表彰式を開催する	11月4日に開催した。 詳細は、「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組に記載																																													

○ 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

計画	実績	総括及び課題
年金委員功労者表彰伝達式を開催する。 年金委員表彰式	令和2年11月4日 鹿児島サンロイヤルホテルにて開催 「新型コロナウイルス」感染症対策を行い実施 表彰伝達式は健康保険委員表彰伝達式と合同で行われ、鹿児島県社会保険委員会と鹿児島県社会保険協会の共催で行われた。 年金委員の表彰者数 厚生労働大臣表彰・・・1名 理事長表彰・・・1名 理事表彰・・・2名 健康保険委員の表彰 厚生労働大臣・・・1名 理事長表彰・・・1名 鹿児島支部長表彰・・・8名	
各拠点において、公的年金制度を積極的にPRするための独自の取組を実施する。 各拠点の取組		○ 新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度実施した、県内合同開催による商業施設での年金相談会やチラシ配布はできなかった。 ○ 広く国民の皆様が年金制度を知っていたり大切な機会であることから、より工夫を凝らした取組を検討する。

- ① 「わたしと年金」エッセイ募集に係る広報・アプローチを積極的に行う。

- ① 関係機関に広報等行うも、鹿児島県内からの募集はなし。

厚生労働大臣賞 北海道（30代 男性）

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行ってなければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝しても足りない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」、「保険料なんて支払う意味なんであるの?」「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の支給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに...」「市役所の年金担当から案内されたことが無い...」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった...」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私がおもった「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいによって年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

- 地域年金推進員を積極的に活用し、夏休みの宿題等として、より多数の募集となるよう、入選作品集の送付など、引き続き広報活動に力を入れる。



○ 地域年金事業運営調整会議

計画		実績	総括及び課題
運営調整会議	地域年金事業運営調整会議を年2回（6月・2月）開催し、取組状況を報告する。	「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴い 令和2年2月・・・・・・書面開催 令和2年6月・・・・・・書面開催 令和3年3月・・・・・・書面開催	○ 令和元年度第2回から3回続けて中止となった。 ○ 書面による開催となった場合でも、委員の皆様のご意見をしっかりと事業に反映できるような仕組みを構築していく。
委員への情報提供	地域年金事業運営調整会議委員に対し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。	○ 令和2年2月開催予定の会議については、開催日前日に中止となったが、資料については事前に送付した。	○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう機構本部と連携して取り組んでいく。
提言への対応	これまでいただいた会議における提言を取組に反映させる。		

3 . トピックス

(1) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止しお客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

衛生・労務管理	・各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底 ・マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底 ・総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置 ・トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底
接触機会の低減	・時差通勤、在宅勤務の実施 ・オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保 ・お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去
業務・お客様対応等	・戸別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止 ・厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用 ・政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置（令和3年1月現在） 厚生年金保険料等の納付猶予の特例 （令和2年2月以降の任意の期間に相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を、申請により1年間猶予することができる。なお、延滞金は全額免除となる。）

厚生年金保険料等の納付猶予特例



国民年金保険料免除等における臨時特例措置

(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)

障害年金受給権者等における障害状態確認届(診断書)の提出期限延長

(障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長。)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定

(令和2年4月から令和3年3月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。)

国民年金保険料免除等における臨時特例

障害状態確認届の提出期限延長

標準報酬月額の特例改定

業務・お客様対応等

(2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

● オンラインビジネスモデルの全体像

【お客様】 サービスのオンライン化

- 1．申請書・届書等をオンラインで提出
- 2．各種通知書・お知らせをオンラインで受け取り
- 3．知りたい、確認したい情報をオンラインで確認
- 4．年金相談をオンラインで実施
- 5．制度説明会・年金セミナー等をオンラインで受講

・サービスのオンライン化にあたっては、その多くが個人情報をインターネット環境で取り扱うことが前提となるため、情報漏洩の防止など、安全な環境の提供や確実な本人認証を行うことを最重要課題として施策化を図っています。

【内部処理】 デジタルワークフローの確立

- ・受付から内部処理、結果通知に至るまで、一貫した内部処理のデジタル化、ICT化の推進

【チャネルミクス】 チャネルの多様化

- ・お客様との非対面型チャネル（オンラインチャネル）の拡充
- ・年金事務所等の役割変化を踏まえた見直し

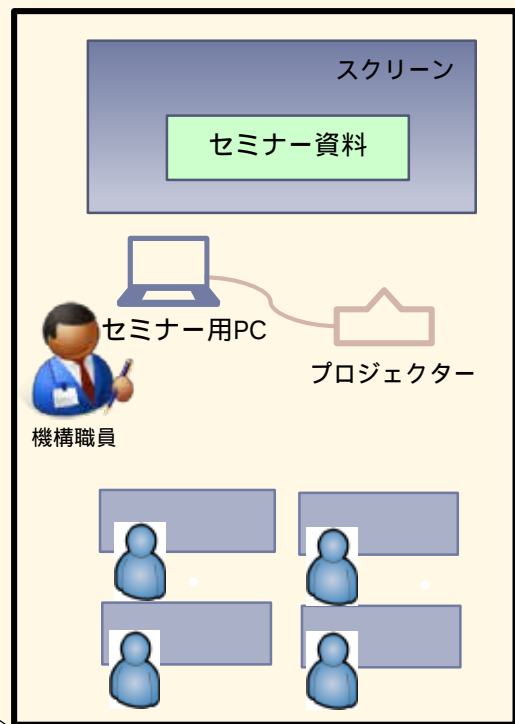
(3) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては、年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から、「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所（博多年金事務所）に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。

対面型

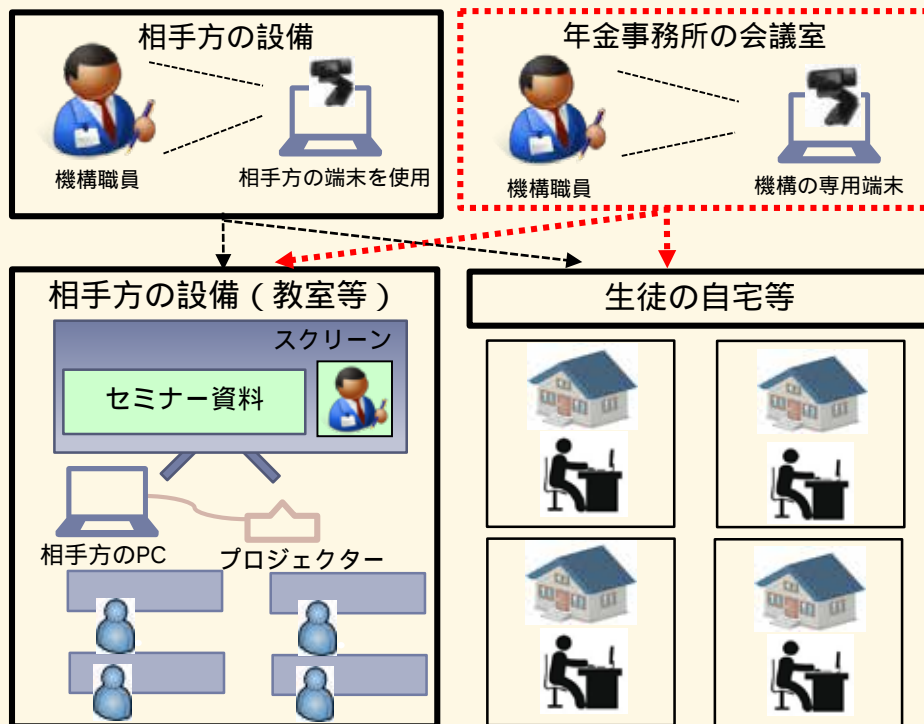
職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法

新たに導入



動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



令和2年11月から運用開始

「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容のセミナー用動画に加え、今後、テーマや受講者の属性に合わせた複数バージョンの動画を作成する予定です。

(4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

事業主の皆さまへ
社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送料などのコスト削減も期待できます。

お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

＼電子申請がいちばん早い！／

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く**届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1
「GビズID」のアカウント取得

STEP 2
申請データの作成

STEP 3
届出作成プログラムから申請！

G「GビズID」の詳しい内容、手続きは
GビズIDホームページをご覧ください。

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は
日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より
電子申請が利用しやすくなります！

e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。(令和2年11月24日開始)
ぜひご利用ください！

ご質問にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動で
お答えする**電子申請相談チャット**を開設しています。
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。
【年金加入者窓口】(年金加入者専用) 0570-078123 (リダイヤル) → 「2番」をお選びください
0570-078123 (リダイヤル) → 「2番」をお選びください
【年金事務窓口】(年金事務専用) 0570-078123 (リダイヤル) → 「2番」をお選びください
【年金相談窓口】(年金相談専用) 0570-078123 (リダイヤル) → 「2番」をお選びください
※ 前記「第2番窓口を除く」、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構
Japan Pension Service

**ご自宅で
「ねんきんネット」始めてみませんか！**

「ねんきんネット」は、お客様がパソコンやスマートフォンで
ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

記録の確認
ご自身の国民年金の記録や、
お勤めになられた会社の厚生
年金の記録、国民年金と
厚生年金の記録、国民年金
と厚生年金の記録を確認
できます。

**年金見込額の
試算**
働きながら年金を準備中の
場合、将来受取られる年金が
どれくらいになるかを
試算することができます。

通知書の確認
電子版「ねんきん通知書」や
年金受取に際する通知書
などを確認できます。

**通知書の
再交付申請**
国民年金通知書は国民年金や
厚生年金の記録が変更された
場合、再交付申請ができます。

●「新しい生活様式」の実践に役立つサービスですぜひご利用ください●

日本年金機構
Japan Pension Service

ねんきんネットの始めかたは簡単です！

準備
国民年金番号とアクセスキーをご用意ください。
・国民年金番号
・アクセスキー
※ 申請書などに記載されています。
「ねんきんネット」にアクセスする際は、お勤め
先や年金事務所でも発行しています。お持ち
がなければ、必ずご自身の年金事務所へお越しください。

登録
ねんきんネットホームページ(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)
の「新規登録」にアクセスし必要事項を入力してください。

利用開始
ねんきんネットにログインして利用を開始しましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイポータル「もっとつながる」からも簡単に始められます！

マイポータル
にログイン

「もっとつながる」
機能から連携

「ねんきんネット」
そのままだらに開始

お問い合わせ
詳しくは「ねんきんネット」で検索
0570-058-555

電子申請のリーフレット

ねんきんネットのリーフレット

4 . 令和 3 年度事業計画

(1) 地域連携事業

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力・連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

- 1 . 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・ 市町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・ 関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
- 2 . 市町村広報誌等による周知・啓発
 - ・ 市町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関し情報提供を行う。
 - ・ 社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
- 3 . 年金制度説明会の開催
 - ・ 地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
 - ・ 開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、対面型から非対面型への移行を進める。
- 4 . 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・ 市町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的 to開催する。
 - ・ 市町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・ 関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 年金セミナー事業

高校生や大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1 . 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットやセミナー動画（DVD）の送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2 . 年金セミナーの開催

- ・Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナーの拡大を図る。
- ・非対面式セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のための研修やコンテストを充実させる。

3 . 地域年金推進員の活用

- ・地域年金推進が高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- ・地域年金推進に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

(3) 地域相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

- 1 . 市町村等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
- 2 . 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
- 3 . ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
- 4 . 「ねんきん月間」を活用した商業施設等での出張年金相談の実施
- 5 . 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。
 - ・開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、対面型から非対面型への移行を進める。

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員は、職場や地域における公的年金制度の周知・啓発という重要な役割を担っていることから、定期的な研修会や意見交換会を開催し、積極的に情報提供を行うことで、年金委員活動の活性化を図る。

1 . 定期的な研修会・意見交換会の開催

- ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。

2 . 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼

- ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3 . 委嘱数拡大に向けた取組

- ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- ・定年退職等による職域型委員辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
- ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

厚生労働省と協力し、11月の「ねんきん月間」や11月30日(いいみらい)の「年金の日」において、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。また、ねんきんネット等の普及を促進する。

- 1 . 年金委員功労者表彰式の開催
- 2 . 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
- 3 . 「わたしと年金」エッセイ募集にかかる広報・アプローチを積極的に行い応募数の増加を図るとともに、応募校に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

- 1 . 開催時期
・ 令和3年6月及び令和4年2月
- 2 . 主な議事
・ 事業計画及び事業実施結果の報告、事業における重点取組など

5 . 參考資料

(1) 令和3年度の年金額改定

令和3年度の年金額は、令和2年度から0.1%の引き下げとなりました。

- 令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

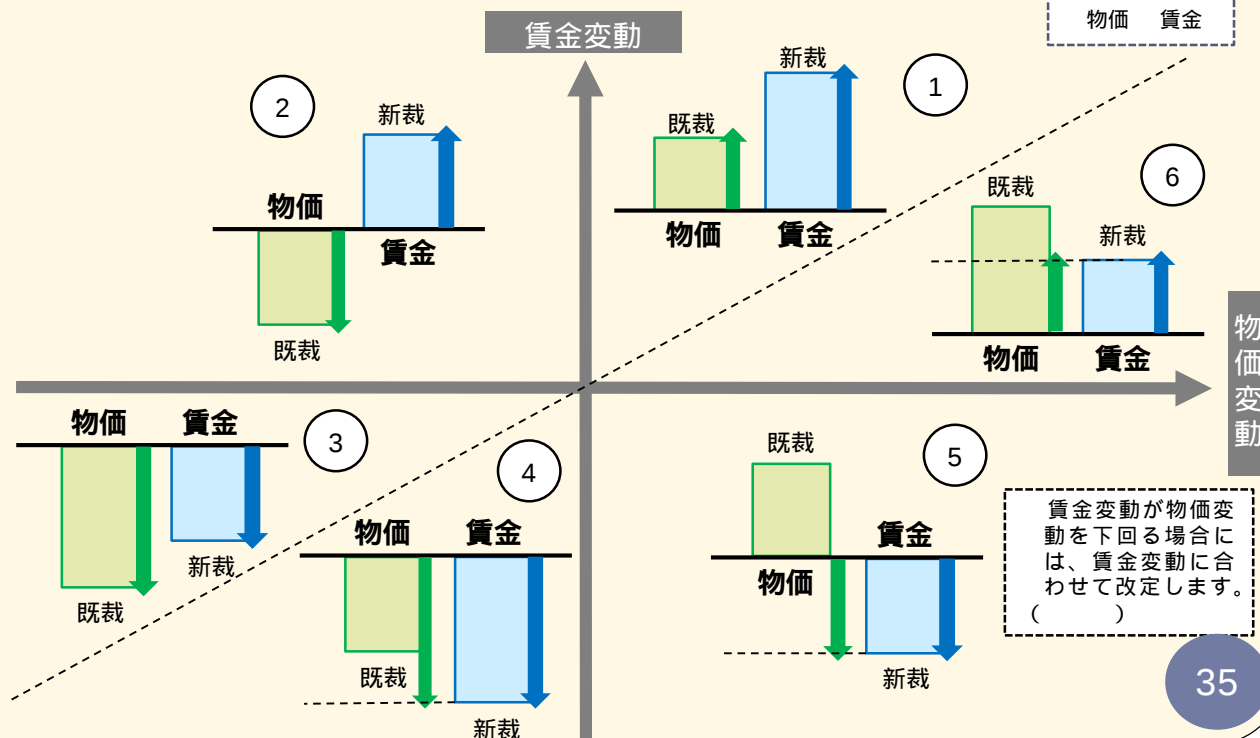
	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額） Ⅸ分）	65,141円	65,075円（▲66円）
厚生年金 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724円	220,496円（▲228円）

平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

- 年金額の改定は、「物価変動率（物価上昇率）」と「名目手取り賃金変動率（賃金上昇率）」を基に、右図のルールに基づき決定されます。
- 令和3年度については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回り、右図に該当したため、新規裁定年金（新裁）・既裁定年金（既裁）ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）によって改定されました。

■ 令和3年度の指標

物価変動率 . . . 0.0%
名目手取り賃金変動率 . . . ▲0.1%



(2) 令和 2 年 年金制度改革の概要 (一部抜粋)

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、前回の会議資料の中でその一部について改正概要をご説明しました。今回は、令和3年3月及び4月に施行された以下の4点について、改正概要をご説明します。

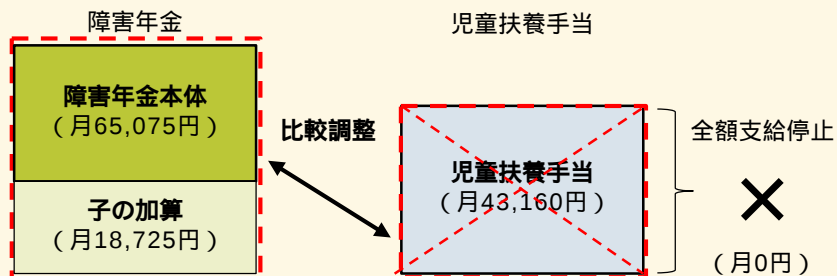
- 1 . 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
- 2 . 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加
- 3 . 脱退一時金の支給上限月数の見直し
- 4 . 寡婦年金の支給要件の見直し

1 . 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し【令和3年3月施行】

障害基礎年金を受給している場合、児童扶養手当が支給停止される併給調整の方法を見直し、児童扶養手当と障害年金の子の加算部分額との差額を受給できるようになりました。

改正前

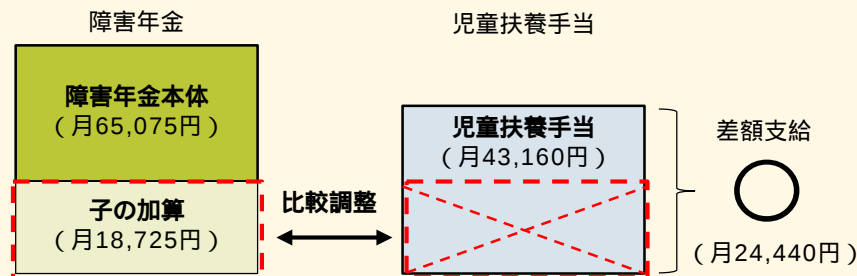
児童扶養手当が支給されない



障害基礎年金受給中のひとり親（障害年金2級）と子どもが1人の場合

改正後

児童扶養手当が一部支給される



児童扶養手当 - 子の加算相当額 = 支給額

2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加【令和3年4月施行】

未婚のひとり親に対する税制上の措置に対応するため、国民年金保険料の申請全額免除基準の規定が設けられました。学生納付特例については令和3年4月分以降の国民年金保険料から、また、免除については令和3年7月分以降の国民年金保険料から適用されます。

改正前

- 国民年金保険料免除及び学生納付特例の免除等該当基準に寡婦（前年の所得額が125万円以下に限る）は対象となっていました。未婚のひとり親は含まれていませんでした。

改正後

- 令和2年度税制改正により、令和3年度分の個人住民税から、未婚のひとり親（前年の合計所得額が135万円以下に限る）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられました。
- これを受け、国民年金の免除等基準においても、「前年の合計所得額が135万円以下の未婚のひとり親」が対象に加えられました。
所得基準額が10万円引き上げられました。（125万円 135万円）

3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し【令和3年4月施行】

日本国籍を有しない方が支給要件を満たしたときに支給される脱退一時金について、その支給額の対象となる年金加入期間の上限（支給上限月数）が引き上げられました。

改正前

- 支給上限月数が36か月（3年）として計算されていました。

・脱退一時金は、一定の要件を満たした場合に、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することにより、保険料を納付した月数に応じた額が支給されます。

改正後

- 支給上限月数が60か月（5年）に引き上げられました。
- この取扱いが適用される方
 - （国民年金にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の国民年金保険料納付済期間を有する方
 - （厚生年金保険にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の厚生年金被保険者期間を有する方

4 . 寡婦年金の支給要件の見直し【令和3年4月施行】

国民年金第1号被保険者期間のある夫が亡くなったときに、妻が60歳から65歳までの間に支給される寡婦年金について、死亡した夫の年金受給状況にかかる支給要件が見直されました。

改正前

○ 夫に障害基礎年金の受給権がある場合、その受給権発生日と夫の死亡年月日が同月のときは、障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受け取ることができませんでした。



改正後

○ 夫が障害基礎年金の支給を受けずに死亡した場合（＝障害基礎年金の受給権発生日と死亡年月日が同月のとき）は、寡婦年金の支給要件を満たすことになりました。

【寡婦年金の支給要件】

死亡した夫に、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上あること。（平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。）

死亡した夫が、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。

【改正前の支給要件】

死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、
また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。

請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。

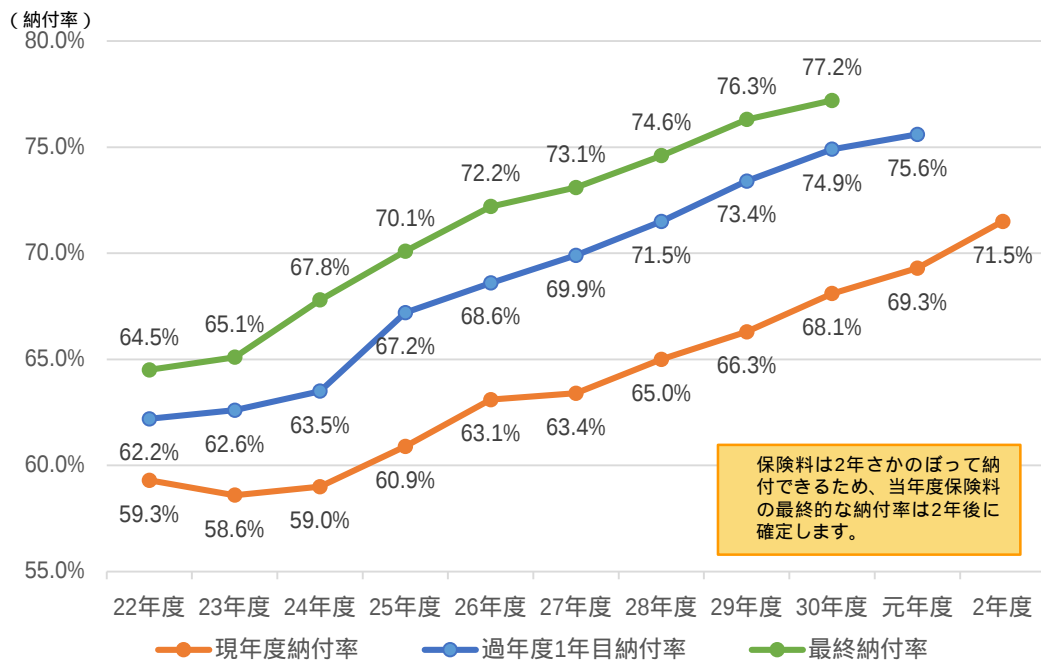
婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上あり、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標 (全国)

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

社会では今、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた様々な対応が求められています。このような中、日本年金機構に課せられた「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運用し、年金受給者に正しく年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」という使命を改めて強く認識し、引き続き基幹業務の推進に取り組みます。

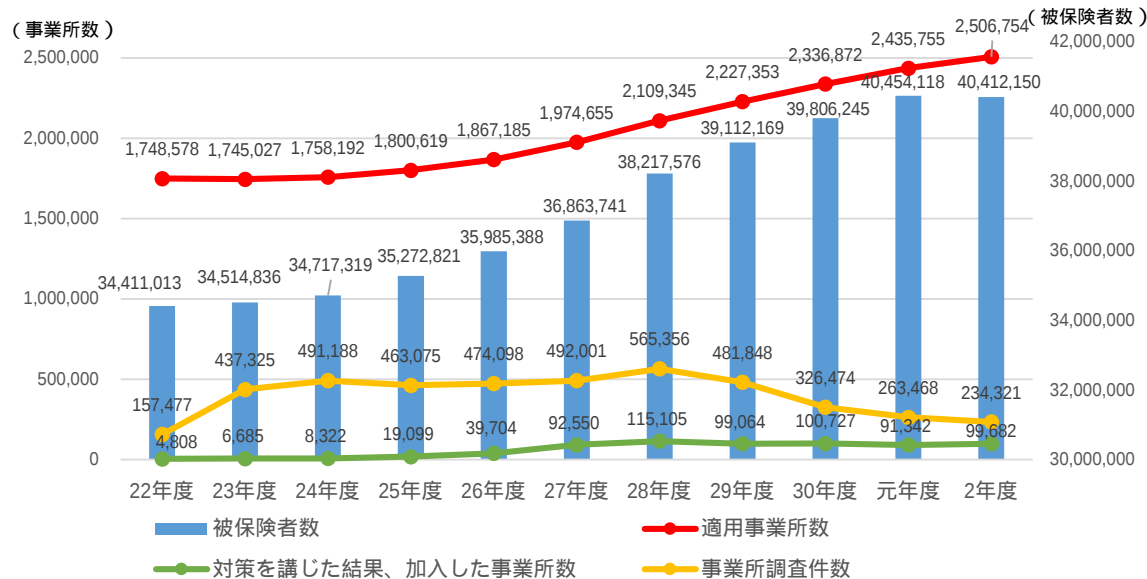
国民年金



【令和2年度の主な取組】

- 20歳到達者に職権による適用を実施するとともに、加入のお知らせと同時に納付書を送付しました。加えて、電話による納付勧奨や免除制度の案内等を行い、後追い勧奨を実施しました。
- 上記の20歳到達者への対応や、新規未納者を対象とした対策に加え、臨時特例免除にも適切に対応しました。
- これらの結果、強制徴収が制限される中でも、現年度納付率71.5%（9年連続で上昇）、最終納付率77.2%（8年連続で上昇）と、目標を達成することができました。

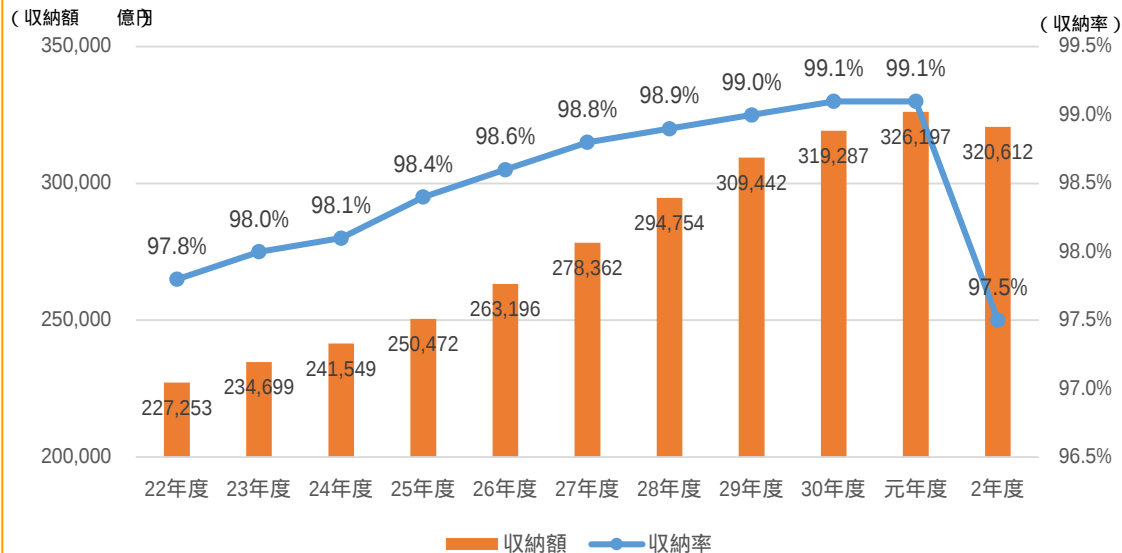
厚生年金保険適用



【令和2年度の主な取組】

- 未適用事業所の適用促進については、訪問や来所要請に制限があり、文書や電話による加入指導が中心となりましたが、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導等により、約10万事業所を適用に結びつけました。
- 事業所調査については、訪問・呼び出しによる調査が制限され、郵送調査が中心となりましたが、目標を上回る事業所への調査を実施し、調査により適用した被保険者は1.9万人以上に上りました。

厚生年金保険徴収



【令和2年度の主な取組】

- 滞納処分が制限される中、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難となった事業所に対して、納付猶予特例の案内を行い申請を促すなど、事業所の状況や事業主の心情に配慮した柔軟な対応を最優先で実施しました。
- 令和2年度における厚生年金保険料収納率は97.5%となり、前年度を下回りましたが、納付猶予特例及び法定猶予制度の許可中の金額を除いた場合の収納率は99.3%となり、前年度と同等の水準を保ちました。

(4) 鹿児島県内各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況

(1) 国民年金被保険者数 (令和3年3月末)

事務所	第1号		第3号	計
		(再掲 任意加入)		
全国	14,494,591人	(186,661人)	7,929,684人	22,424,275人
九州	1,652,469人	(16,788人)	801,523人	2,453,992人
鹿児島県	161,608人	(1,408人)	93,426人	255,034人
鹿児島北	73,174人	(713人)	45,477人	118,651人
鹿児島南	12,845人	(115人)	5,447人	18,292人
川内	18,973人	(126人)	11,768人	30,741人
加治木	21,408人	(150人)	14,812人	36,220人
鹿屋	22,364人	(156人)	11,204人	33,568人
奄美大島	12,844人	(148人)	4,718人	17,562人

(2) 国民年金保険料現年度納付率

事務所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	66.30%	68.12%	69.25%	71.49%
九州	62.71%	64.79%	66.09%	68.78%
鹿児島県	64.73%	67.18%	68.87%	71.86%
鹿児島北	59.25%	62.34%	64.33%	67.55%
鹿児島南	77.05%	79.54%	80.39%	81.83%
川内	74.78%	76.76%	77.32%	79.93%
加治木	64.83%	66.84%	67.79%	70.95%
鹿屋	69.84%	72.09%	73.65%	76.05%
奄美大島	55.12%	56.13%	60.15%	65.15%

(5) 年金委員 (地域型・職域型) の推移

地域型年金委員数の推移 (令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月)

		R2.3 末	R2.4 ~ R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福 岡	現存数	69	68	68	69	69	69	68	68	68	69	66
	前月との比較		-1	0	1	0	0	-1	0	0	1	-3
	R2.3との比較		-1	-1	0	0	0	-1	-1	-1	0	-3
佐 賀	現存数	59	59	60	60	60	60	62	62	62	62	63
	前月との比較		0	1	0	0	0	2	0	0	0	1
	R2.3との比較		0	1	1	1	1	3	3	3	3	4
長 崎	現存数	88	95	95	95	92	92	92	92	91	91	91
	前月との比較		7	0	0	-3	0	0	0	-1	0	0
	R2.3との比較		7	7	7	4	4	4	4	3	3	3
大 分	現存数	42	42	42	42	42	42	42	43	43	41	41
	前月との比較		0	0	0	0	0	0	1	0	-2	0
	R2.3との比較		0	0	0	0	0	0	1	1	-1	-1
熊 本	現存数	71	75	75	79	80	87	88	88	89	90	90
	前月との比較		4	0	4	1	7	1	0	1	1	0
	R2.3との比較		4	4	8	9	16	17	17	18	19	19
宮 崎	現存数	94	99	100	121	121	121	121	120	121	129	128
	前月との比較		5	1	21	0	0	0	-1	1	8	-1
	R2.3との比較		5	6	27	27	27	27	26	27	35	34
鹿児島	現存数	237	237	237	236	236	236	238	238	238	236	236
	前月との比較		0	0	-1	0	0	2	0	0	-2	0
	R2.3との比較		0	0	-1	-1	-1	1	1	1	-1	-1
沖 縄	現存数	45	45	45	45	45	44	43	42	42	42	42
	前月との比較		0	0	0	0	-1	-1	-1	0	0	0
	R2.3との比較		0	0	0	0	-1	-2	-3	-3	-3	-3
計	現存数	705	720	722	747	745	751	754	753	754	760	757
	前月との比較		15	2	25	-2	6	3	-1	1	6	-3
	R2.3との比較		15	17	42	40	46	49	48	49	55	52

職域型年金委員数の推移（令和2年4月～令和3年3月）

		R2.3 末	R2.4～R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
福岡	現存数	4,737	4,727	4,641	4,621	4,592	4,572	4,558	4,521	4,522	4,530	4,525
	前月との比較		-10	-86	-20	-29	-20	-14	-37	1	8	-5
	R2.3との比較		-10	-96	-116	-145	-165	-179	-216	-215	-207	-212
佐賀	現存数	1,490	1,501	1,467	1,471	1,471	1,476	1,477	1,482	1,479	1,478	1,483
	前月との比較		11	-34	4	0	5	1	5	-3	-1	5
	R2.3との比較		11	-23	-19	-19	-14	-13	-8	-11	-12	-7
長崎	現存数	1,584	1,589	1,565	1,555	1,514	1,513	1,508	1,506	1,508	1,506	1,518
	前月との比較		5	-24	-10	-41	-1	-5	-2	2	-2	12
	R2.3との比較		5	-19	-29	-70	-71	-76	-78	-76	-78	-66
大分	現存数	1,543	1,538	1,502	1,502	1,495	1,494	1,493	1,477	1,468	1,466	1,472
	前月との比較		-5	-36	0	-7	-1	-1	-16	-9	-2	6
	R2.3との比較		-5	-41	-41	-48	-49	-50	-66	-75	-77	-71
熊本	現存数	2,361	2,350	2,351	2,360	2,325	2,329	2,335	2,345	2,347	2,363	2,384
	前月との比較		-11	1	9	-35	4	6	10	2	16	21
	R2.3との比較		-11	-10	-1	-36	-32	-26	-16	-14	2	23
宮崎	現存数	2,289	2,318	2,310	2,210	2,182	2,185	2,197	2,189	2,178	2,174	2,160
	前月との比較		29	-8	-100	-28	3	12	-8	-11	-4	-14
	R2.3との比較		29	21	-79	-107	-104	-92	-100	-111	-115	-129
鹿児島	現存数	1,706	1,707	1,707	1,687	1,675	1,681	1,687	1,682	1,686	1,686	1,688
	前月との比較		1	0	-20	-12	6	6	-5	4	0	2
	R2.3との比較		1	1	-19	-31	-25	-19	-24	-20	-20	-18
沖縄	現存数	1,266	1,264	1,260	1,239	1,239	1,213	1,213	1,207	1,205	1,199	1,190
	前月との比較		-2	-4	-21	0	-26	0	-6	-2	-6	-9
	R2.3との比較		-2	-6	-27	-27	-53	-53	-59	-61	-67	-76
計	現存数	16,976	16,994	16,803	16,645	16,493	16,463	16,468	16,409	16,393	16,402	16,420
	前月との比較		18	-191	-158	-152	-30	5	-59	-16	9	18
	R2.3との比較		18	-173	-331	-483	-513	-508	-567	-583	-574	-556